

7循第431号
令和7年12月25日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 小池 正照 様

愛媛県県民環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、令和7年12月22日付け環循規発第2512221号にて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制参事官室から別添のとおり通知がありましたので、
お知らせします。
つきましては、内容を御承知の上、貴協会会員への周知に御協力願います。

【省令概要】

- 1 電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加
電子マニフェストを使用する場合、これまで、産業廃棄物の最終処分が完了した際、「最終処分された日付及び場所」の情報を入力していたが、「処分方法及び処分された量」、「再資源化された量」、「最終処分した廃棄物の種類、量」等の情報を新たに入力する。産業廃棄物の処理・再資源化の流れをより詳細に把握できるようになる。
- 2 委託契約書に含まれるべき事項の追加
産業廃棄物の排出事業者が、化学物質排出把握管理促進法で定める第一種指定化学物質等取扱事業者であり、同法の規定により排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質が、「廃棄物に含まれ、又は付着している場合（廃棄物の重量に占める第一種指定化学物質の割合が1%（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%）以上である場合）」、委託契約書において当該第一種指定化学物質の名称及び量又は割合を委託契約書に記載する。

※1については、令和9年4月1日施行。

※2については、令和8年1月1日施行であるが、施行の際に締結されている契約については、当該契約の更新の際に記載内容の追加を行う。

(連絡先)
愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 西田
TEL : 089-912-2358
FAX : 089-912-2354